

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。監査委員から例月出納検査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

一時避難場所について質問したいと思います。

先日、地震・津波対策特別委員会において、津波警報発令時の町の対応等について報告、意見交換等を行いました。その席上、同僚議員からも自助、共助も大切なこととの意見もありました。

そこで、公助の面での質問となります。

先日の津波警報発令時の避難指示発令時において、一時避難場所の現状が大変苛酷なところがありました。当時の状況では、二次災害の可能性も大いに心配されました。私としては同じような質問を過去にもさせていただいていますが、一時避難場所の環境を向上させなければいけない、そういうふうに思います。最低、快適とは言えなくても安心・安全な環境を目指さなくてはならない。しかし、現状は、先日の津波避難の折にも、熱中症の心配等が大きかったように思います。

私の考えとしては、防災、災害を防ぐことはできない。減災、災害を減じることしかできないのではと思っています。言葉のあやかも分かりませんが、防災はできればそれでゴールです。ですが、減災の場合、ゴールはありません。どこまでも減災を追求していく、それが町民の方々に対する我々の使命だと思います。

そこで質問です。

1点目、町長の一時避難場所に対する考えは。

2点目、今後のまちの計画等は。

以上、2点よろしくお願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

碓井議員のご質問、一時避難場所の今後についての1点目、町長の一時避難場所に対する考えはにお答えいたします。

去る7月30日午前8時25分頃、ロシア・カムチャツカ半島付近を震源地とする地震が発生し、気象庁は当初、最大1mの津波が到達するとして津波注意報を発表しましたが、

その後、マグニチュードを修正したことから、北海道から和歌山県までの太平洋沿岸に最大3mまでの津波が到達するとして、和歌山県に津波警報が発表され、町内全域に避難指示を発令し、防災行政無線において高台への避難を促しました。また、気象庁より、今後の見通しは、長期化するおそれがあるとの発表がありましたが、津波警報は午後6時30分に解除され、津波注意報は翌日の午前中に解除となりました。

そこで、町長の一時避難場所に対する考えはとのご質問ですが、一時避難場所は、災害発生時に住民が一時的に避難し、一定期間安全を確保するための場所だと考えています。町では風水害と地震津波で異なる一時避難場所を定めており、地震・津波の一時避難場所については、南海トラフ巨大地震の際には、屋外ですので、津波警報が解除された後に避難所へ移動することを想定しています。

今回についても、住民の皆様には、津波警報が発表されて以降、日中に一時避難場所へ避難された際に、長時間となったため熱中症のリスクが高まりましたが、地区自主防災会の中には、テントを設置するなど自主的に防災活動を行っていただいていた。そのことより、町内の一時避難場所には災害用備蓄品などを購入し、一部の一時避難場所に備蓄しているところですが、7月の津波警報の際に課題となりました避難時の熱中症対策等について、新たに不足しているものなどを洗い出し、今後は順次購入に向け、できるところから進めていきたいと考えています。また、各地区自主防災会の運営に対しても、防災資機材等の購入に際し補助金を活用していただきたいと思います。

2点目の今後の町の計画等にはお答えいたします。

今後の町の計画等につきましては、令和7年度においては、松原小学校、和田小学校に設置予定の小学校スロープ新設工事設計委託業務や、ひまわりこども園避難階段新設工事を実施したいと思います。

また、今後は熱中症対策等など備蓄品の充実に努めたいと考えています。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問を行いたいと思います。

ただいま、町長の一時避難場所についての考えを教えてくださいました。その中で、津波一時避難場所については、津波警報は解除された後に避難所に移動するとのことでしたが、津波警報は長時間にわたることが想定されます。

例えば、東日本大震災の折には、当地方でも大津波警報が39時間にわたり継続しました。そうなった場合、現在の一時避難場所の設備、施設で対応できるのでしょうか。今までも何度か同じような質問をしていますが、一時避難場所については、快適とは言わないまでも安心・安全な施設でなければならない、このように思っています。現在、本町にある一時避難場所において、防災資材や備品の購入等だけで対応できるとは思えないのです。最悪の状況を想定するなら、先日のような酷暑や極寒、雨や雪も想定されます。

また、2点目の質問にも絡みますが、今後の町の計画にはについては、小学校のスロープ等避難路に関することだと思いますが、今回大きくクローズアップされたことは居住性の

ことです。備品の購入等では解消できないのではないのでしょうか。

またそれと、今、町長がおっしゃられた、今後は順次購入に向けてできるところから進めていきたいと考えていますとのご答弁ですが、先般、私が質問させていただいた折に、松原高台に置いている備品等は町で購入されていると。それ以外のところについては、自主防がパワーアップ補助金等を利用して自主防で購入されているということだと思います。その折に、町長が、町で100%できている松原高台があるのであれば、ほかのところも町のお金でというふうに考えていますというような答弁をいただいたかと思います。その後になかなか難しい等々のお話もあったんですが、今回のこのご答弁の中、今後は順次購入に向けできるところから進めていきたいと考えていますというご答弁によりますと、今後は、松原高台以外にも、各防災倉庫に充当するような物品を町のほうでそろえていただけるというふうに考えてもよろしいのでしょうか。そこのところよろしく願います。

ですから、そろえていただけるかどうかというのと、それと、今の施設で39時間とかっていう長時間にわたって雨降り、雪、暑いとき、寒いとき、これを皆さんが安全に安心して過ごせる、長時間、そのように考えてもよろしいのでしょうかというところです。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

松原高台以外でも物品をそろえていただけるのかというお話ですけれども、それはまた、自主防災会とですねご相談しながら進めていきたいなというふうには考えております。

ただ、先日の知事の定例記者会見でもですね、飲料水や日差しを避ける場所の確保が必要だというようなことをおっしゃっておいりましたので、美浜町としてもそうだなというふうには考えております。ただ、高台だけではなく、いろんな一時避難場所というのがあります。やっぱりそこだけを充実するのではなく、いろんなテントも建てられないような場所もございますし、そこら辺もやはり我々だけではちょっと進めるていうのはなかなか難しいと思いますので、今後、やっぱり自主防災会の連絡委員会の方たちと相談しながら、協議しながら進めていかなんかというふうには考えております。

ただ、本当にこの一時避難場所、何十時間になるかも分かりません。暑かろうが寒かろうが、そこへ逃げてください。やはり高台へ逃げてくださいが一番というふうに、我々の協議の中でそういう話もしておりますし、もちろん、地域防災計画の中にもそういうふうにごうたわっておりますので、まずはそちらへ逃げてくださいが大切でありますので、なかなかそこに家みたいなものていうのは難しいかなというふうには考えております。やはりテントを充実するとか、陰をつくるような何か施策をしていかなんかできないかなというふうには思いますが、ただ、ずっとそれをしているようでしたら、また、御坊なんかだったらテントが引けるようになっているらしいんですが、タワーのどこ、もうちょっとさびて動かないていうようなそういう施設もあるし、風通らんように何か横に

板を入れているようなところも、それは冬はそれでいいかも分かりませんが、夏は多分、風が通らなかつたらすごく暑くなる。

今、いろんなことが考えられます。今ある施設についてもですね、さびが出てきたりもしておりますし、先日のヤフーニュースですか、完成10年の千葉の津波避難タワーがもう使用不能になったっていうことで、危険ですから立ち入らないでくださいというような看板が置かれたと。周辺をロープで封鎖していると発表されていまして。そんなことを見ましたら、そういうことにならないように、我々きちっと管理していくことが大事なんじゃないかなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 町長のおっしゃられることも重々分かるのは分かるんですけども、ただ、私としても、この松原高台の話だけで伝えさせてもらっているわけやなく、美浜町の一時避難場所、数ありましようよね。入山でも9か所であつたりとか、西山周辺にも数か所、三尾に至っては20か所近くあるんですかね。そこを全てにわたって網羅しないかんとは思うんです。ただ、トータルして30か所近くになるような避難場所、ここに何か所の防災資材を置く倉庫、設置できているか。知れてますよね。入山1か所、三尾2か所、そういう感じで知れていると思うんで、なかなか防災倉庫だけでは間に合わない。入山においては9か所の間うち1か所しか置いていない。その9か所もつながっているわけではない。ほかに逃げた人はどうするんよってというのは、いろいろ考えないかんことってたくさんあるとは思いますが。その辺も全て含めて、一時避難場所というくくりでお話をさせていただいています。

厳しくというならば、例えば、松原高台、2,000人上がります。2,000人上がったとして、2,000人全員に雨をしのげるものを造れ、暖を取れる施設を造れ、そういうことになったらこれはもうちょっと莫大なことになるんで、そういうところまではさすがになかなか難しいのかなとは思うんですけども、全ての一時避難場所において、30時間、40時間というのを耐えられるような状態、状況をつくらねばならない。ここはもう町の使命やと思います。それはもちろん、自主防と一緒にそういうことをしていくというのも、もうこれも一つの案というか、両輪ですよ。今回、私は自主防云々かんぬん、自助・共助というところはちょっと問わんところと思って、公助の部分だけっていうようなお話でお話しさせてもらったんで、町からいろんなものを購入していただいたりとか、避難場所の充実するための施策っていうのを考えていただきたいというふうな思いでこういう質問をさせていただきました。

私も若干調べた中で、この自治体ワークスというようなのがあつたんですけども、この中にも、移動式の暖房・冷房効く機材等々があるんですけども、これもよその町でも使われていますし、こういうのもいいんじゃないかと。なぜいいんじゃないかと思ったか。今、うちの町でも体育館とか、冷暖房が効く施設はあります。ただ、震災云々のときに、

電源の喪失というのはあるのは想定せないかんことやと。これなんかは移動できますし、電源喪失した折にも発電機等で動かせるというようなフレキシブルなところがあるので、こういうところをいろいろ考えてください。

町として、公として、住民の安寧のためにいうか、できる限りの手段、今回はええ勉強になったと思います。そういうふうなできる限りのところを考えていただきたい。今の私の質問に対する町長のご答弁、これが全てやとは思っていません。今後、また町長もいろいろ心変わりあるかも分かりませんし、またうまく考えていただけることもあるかも分かりませんので、そこを期待して質問を終わりたいと思うんですが、何かあったら一言よろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再々質問にお答えいたします。

本当に今回の津波警報については、私どももいろいろと反省点やら課題を、全協の席でも担当課からお話しさせていただいたと思います。私どもも副町長も交え、そういう話を協議をいたしました。そういうことなんで、また25日にも自主防災会の連絡委員会があると聞いております。そういう中で、委員会の皆さんと話しながら進めていけたらないうふうにも思っております。

先ほど自治体ワークスの移動式エアコンのことをおっしゃられましたけれども、実は私、この自治体ワークスを読んでおまして、やはり移動式エアコンについて気になりましたんで付箋をして、担当課長にも、こんなもんあるんで見といてよということでお渡ししています。電源が切れても発電機も買っておいたらそれでいけるというようなことも書いていましたので、同じように気になったんだなというふうに今感じました。

本当にこれからいつ起こるか分からない地震・津波に対して、町としてどういうふうにやっつけられるかっていうのはいろいろ考えているところですが、なかなか皆さんにいいと言われるようなことが進められるのかどうかということも本当に考えながら、担当課と協議もしていきたいと考えております。

以上です。

○6番（碓井啓介君） 終わります。

○議長（繁田拓治君） 続けて、5番、山崎議員の質問を許します。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

カムチャツカ半島付近の大地震による津波警報の対応から質問です。

先ほど来言われております7月30日午前8時25分、マグニチュード8、後に8.7と訂正されました大地震が起こり、8時37分に美浜町、和歌山県に津波注意報が発令されました。今回のカムチャツカ付近の地震による津波警報を受けて、住民の皆様、自主防災や自治体においても、恒例の避難訓練ではなく実際の津波警報の発令であり、現状の対策、心構えなど多岐にわたって様々な問題点、課題が明確になったのではないかと推察い

たしております。

そこで、質問です。

津波警報発令後の対応経験から、来るべき南海トラフ大地震に対する災害対応に、美浜町として何か新たな課題が見えてきませんでしたか。お尋ねいたします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員のご質問、カムチャツカ半島付近地震による津波警報の対応からの来るべき南海トラフ巨大地震に対する町として、何か新たな課題はにお答えいたします。

今回のカムチャツカ半島付近での地震に伴う津波につきましては、当初、津波注意報が発表され、その後、津波警報に切替えられました。また、津波が到達するまでも時間を要し、結果としましては、津波が到達したかどうか分からないほどの津波であったため、避難される方も少なかったのではと推察いたします。

しかし、南海トラフ巨大地震における津波被害の想定では、美浜町に第一波津波到達時間は16分で、最大津波高は17mであり、その想定に伴い避難場所等を指定し、訓練などを実施しており、いち早く高台等へ避難することが求められます。

そこで、何か新たな課題はとのご質問ですが、自分の命は自分で守るという意識の向上、また、熱中症対策等など備蓄品の充実が必要であると思います。どのような地震津波であっても、住民の皆様には、津波注意報や津波警報が発表されれば、いち早く避難する意識を持っていただけるよう、今後もさらなる意識向上や周知徹底を図っていきたく思います。そのため、自助のための避難訓練は、恒例になろうとも最も重要であると考えており、今後も引き続き実施するとともに、まずは自分の命は自分で守るという意識を持っていただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

なお、備蓄品につきましては、順次購入したいと思いますが、住民の皆様におかれましても、非常持ち出し品については季節に合わせ、暑さ、寒さなどに対応できるよう備えていただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） ご答弁のとおり、まずは自分の命は自分で守ることだと私も思います。ただ、今回の津波警報は、遠くロシアでの地震であり、無感津波であったことが住民の自主避難行動につながりにくかった可能性は高いと私も思います。自分の命は自分で守る、意識向上や周知徹底は必要不可欠ですので、ぜひ引き続き行っていただきたいと思えますし、避難訓練の必要性は言うまでもありません。

今回の避難指示で、たまたま松原地区の方とお話をする機会がございました。松原地区も高台や避難タワーに、あの暑さの中で大勢の方が避難されたそうです。今回の津波は、気象観測が始まって以来の過去最高の連日暑さが続く日中に発生いたしました。しかも警報が発令され、住民に避難指示を出されたのが9時40分、避難指示が解除されたのは、18時30分と9時間もの長い時間でした。しかし、現実には16時30分頃に避難され

ていた住民の方も、長時間の避難による暑さや疲れ、空腹感もあり、自己判断で帰宅されたというふうに聞いております。

地震学者がテレビや新聞で地震は予知できないとよく発言されているのを耳にしますが、まさに、いつ発生するか分らないです。今回は暑さが非常に厳しい中ではありましたが、昼間の避難であったことは、ある意味幸いだったかもしれません。もしこれが冬で、しかも夜間の場合、また反対に、春や秋の昼間でも雨や台風、そういったものと重なっていたらと考えると、避難所までたどり着くことができるだろうかと思像するだけで大変恐ろしくなります。しかも、南海トラフの場合は、津波到達が16分と非常に早い時間、特に松原地区の方については、非常に恐ろしい現状であろうかと思えます。季節や天候などの自然環境により、二次災害、関連死などの被害拡大は予想をはるかに超えるものだと思っております。

また、今回の避難経験の中で住民の方のお声ですが、物すごく暑かった、水も足りなくてしんどかった。松原高台の倉庫の鍵が感知でないので開けなかったために椅子も出せず、高齢者は座り込んでいたけれども、長時間のために下に座っていたらなかなか立ち上がれなかった。対策本部の立ち上げに当たっての消防団の連絡はいただけなかった。無線電話を準備して持っていったけれどもつながらなかった。避難指示継続時間が長く、食べ物も缶詰パンしかなかった。そのほかにも、役場の通常業務の実施について、レベルの段階別に通常業務をどうするか、マニュアルとかで決められているんやろかなどなど、いろんな意見を伺うことができました。

しかし、避難されてきた住民の方々に、食料品の入った非常持ち出し袋、リュックとかを持ってこられた人はほとんど見かけなかったという情報もありました。住民の皆様においても、非常持ち出し品については、季節に合わせ暑さや寒さに対応できるように備えていただきたいというご答弁にもあります。まさにそのとおりだと思ひ、住民一人一人が自分の命は自分で守るために、今後の大きな課題であると私も思いました。

防災は、自主防災意識が重要であり、公助を当てにせず、自助、共助で対応するべきとも言われておりますが、同時にハード、ソフト両面において、自治体や国の支援は不可欠でまだまだ不足していると思ひます。一時避難場所など、どのような自然状況の条件の下に災害が訪れるか予想できない中、住民の命を守ることでできる環境整備は、今回の地震環境下での体験からも喫緊の課題と考へます。

そこで再質問です。

今回の津波警報において、地域防災計画の地震津波対策は生かされましたか。避難指示解除段階において、役場の通常業務は手順があつて実施されましたか。二次災害関連死を起こさないためにも、また、一人の犠牲者も出さないという国を挙げてのスローガンを実現するためにも、一時避難所の高台、避難タワーに屋内避難スペースは必要と思われませんか。

以上、3点よろしくお願ひします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

地域防災計画が生かされたかということです。本当に我々もいろんなことで反省点と課題もありながら、先ほど再質問で言われていましたけれども、鍵のキーボックスが開かなかった、本当にそういうのはもう想定外でした。震度5になって揺れて鍵が開くと、その反省点も込めて、担当課とやはりそういうことが起きる場合もあるので、地域の方にお渡ししとかなんだらあかんよとか、いろんなことで反省をしました。もちろん、係の職務ですね、平日の、それも本当に津波が来たら職員にさしているのか、そういう意見もあり、もちろん本当に地震が起こって津波があれば職員も避難しなければならない。そうしたら通常の業務もしてられない、そういう反省点も出てきました。それから、本当に地震が起きて津波があれば、職員も自分の命を守るために避難しますので、一時避難場所へは行けないということも皆さんにご理解いただきたいと思います。

あと、いろんな手順で実施されたかということですが、今回も職員が来てないよとか、一時避難場所で話を受けたんですけど、先ほど言ったように、通常でしたらもう避難しますので行けないこともあるということで、手順としたら、これもきっちり今後していかなあかんということも担当課とも話をしています。

もちろん、国の基準も今回見直しされました。それで、県も今後これによって見直ししていきますので、それをまた参考に、町もこの地域防災計画を見直すことになっております。そういうことで、職員の行動についても、また見直ししていかないといけないというふうには協議しております。なかなかそれが皆さんにどうなるか分からないですが、やはりそれも自主防災会連絡委員会の方たちにちゃんと説明できて、理解をしてもらえるようにしてほしいということは担当課にも伝えております。

あと、3つ目をちょっと聞き漏らしたんです。

○5番（山崎悦子君） いわゆる屋内避難スペースは必要と思われませんか。

○町長（藪内美和子君） それにつきましては、やはりそういう建物を建てると、また人数もそこに2,000人と言われているところが減るかもしれない。それと、今タワーが建っている部分については、あれは構造物なんです。ほんで、その中に何かこう箱物を建てると建築物になるので、何かちょっと難しいことがあるというふうに、私、地区自主防災会連絡委員会の皆さんと視察に行ったときに設計の方にもそういうことをお聞きしましたんで、ちょっと難しいんじゃないかなというふうにも考えております。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 再々質問になりますが、今、町長のご答弁をお伺いして、最終的に私は今回の質問は、いわゆる高台だけではなく、先ほども碓井議員から質問もございましたが、非常に自然環境下というのは、たまたま今回は昼だった、でも物すごく暑かった。その逆もあり、しかも夜もあるというあたりもありますし、私たちの置かれている美浜町は、いわゆる津波が来るのに最大っておかしいですね、一番直近でも16分で到達する。

そういった非常に危険な場所であるということを考えたときに、取りあえずは、そちらの一時避難場所まで行くだけでも大変ですよ。ということはできるだけ16分でどれぐらい高齢の方がご自分で、一人一人で自分の命を守ってくださいと言われても守れないじゃないかと思います。

なので、今あるのが全てではない。ハード面に関しましては非常に厳しい条件であると、私も理解します。今おっしゃった建築物になるから建物になる、それは非常に難しい。じゃあ、一人の犠牲者を出さないとおっしゃっている根拠は何なんだろうというふうなところが非常に私は思いました。

それで、大変な状態状況であるというのは理解できますし、これだけ災害がですね能登半島もそうです。その前は東日本、その前は熊本でしたかね、その前は阪神というふうに、非常に期間が短い間になってきていますよね、発生する期間が。ということもあり、南海トラフはもうそれこそ30年以内には80%以上来るであろうというふうな予測も立てられています。先ほどおっしゃられたみたいに、見直しなきゃいけないって言う悠長な時間というのはあんまりないと思うんですね。なので、国を挙げて、もしくは県を挙げて、そこへ町も一緒になって、住民が一人でも少なく。一人の犠牲者を出さないなんて私はあり得ないと思っています。なので、一人の犠牲者でも少なくしようというところの努力というのは、もう今既にスタートしていただかなきゃいけないんじゃないかなって思います。考えていますとか言っている、あした来るかもしれない。そのときはもう皆さん運命だと思って諦めるかもしれません。

でも町は、先ほど確井議員も言われましたけれども、町、自治体もしくは私たち議員は、そういった役割で町に来ているわけですから、議会に来ているわけですから、できるだけ早く努力する、そういったことのご意見をぜひ伺いたい。難しいから駄目ではなくて、難しいのは何とかしようとする努力を少しでも見せていただきたいなと思いました。

先ほど町長さんのご答弁にもありましたけれども、雨露だけしのぐ、でも風は来る、板を張りました、でも駄目とかというふうなところのお話もございました。結局はそうなるんだと思います。風化もします。風も吹く、だんだん傷んで使い物にならないから、逆に危ないから近寄らないでくれというような、そういう事態が起こっているということ考えたときに、今の対策では、これは美浜町だけに言っても駄目だとは思いますが、そういったことを上に提言していただきたい。そういったことを今、国の国政にですね、三尾出身の岩永さんは県のほう、それから望月さん、参議院のほうに行かれました。ほかの方がいらっしゃらなくなったのはちょっと残念なんですけれども、そういった意味でも、国や県とのつながりをしっかり、パイプをしっかりとつけていただいて、そういった努力をしていただきたい。いかがでしょうか。ご意思のほうを確認させていただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

もちろん、そういう思いで私はやっているつもりでございます。もちろん、県の町村会においても、郡の町村会においても、みんなでそういう要望も出しております。先日8月にも、県選出の国会議員にもいろんな要望もしてまいりました。今後もそういうふうが続けていきたいと思っております。

ただ、本当に難しい部分は難しいというのは言わせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 最後になりました。もう、今回のこのカムチャツカ半島付近での地震に関する事は津波というあたりの問題でしたが、今、自然災害が次々と起こっておりますので、様々な自然災害に対して、それこそ国土強靱化ではなくて美浜町強靱化を目指していただきたいと思ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（繁田拓治君） そしたら、しばらく休憩します。

再開は55分。お願いします。

午前九時四十一分休憩

—————・—————
午前九時五十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

8番、古山議員の質問を許します。8番、古山議員。

○8番（古山経生君） おはようございます。

8番、古山です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

水産加工販売施設について質問します。

令和7年3月の一般質問でも少し質問させていただきましたが、やはり納得がいかず、再度関連の質問となります。

なぜ赤字覚悟までして、今この水産加工場の施設をつくらないといけないのか。そもそも道の駅の条件すら満たさない程度の通行量で、これをやる必要性を教えてください。

また、そんなに費用便益分析の数字から儲ける保証があるのであれば、町長は自費でもやりたいと思ひますか。

そして、住民説明会で住民は納得したのか。

この3点をお答えをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員のご質問、水産加工販売施設についての1点目、赤字覚悟で今やる必要は、2点目の町長は自費でもやりたいのか、3点目の住民説明会で住民は納得したのかに、一括してお答えいたします。

以前にもご説明しましたとおり、まず本事業を行う大前提として、陸上自衛隊が煙樹ヶ

浜全面の海域を使用し水際障害訓練を実施することに対し、この海域において和共第21号 共同漁業権の許可を有する紀州日高漁協美浜町支所や三尾漁協などが平成24年に防衛省近畿中部防衛局との間で交わした基本合意書に基づき、漁業関係者が要望する漁業振興策を実施するものでございます。これは今回に限ったものではなく、前回ご質問の際にも、この基本合意書に基づくほかの事業の紹介もしております。

また、本事業を実施していくに当たり、費用便益分析の結果、費用対効果が見込める結果を得ており、本事業は私個人が行うものではなく、町の事業として整備を進めていくものであり、その都度、防衛省近畿中部防衛局とも協議をしております。

最後に、私は議会の場において、本事業についての住民説明会を実施すると答弁いたしましたので、住民説明会には私も出席し、住民のご意見はありましたが、反対意見はなかったと認識してございます。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） ありがとうございます。

今回の答弁書は、答弁どおりで、物すごく分かりやすく、ありがとうございました。いつもの答弁書は、いつもはぐらかされるので、お互い一方通行でいきましょう。前回の答弁とはほぼ同じ内容で残念です。できれば水面下で進んでいる内容もお伺いしたかったのです。

町長の答弁は、分かりやすく言えば、自衛隊が訓練をすることを許す条件として、美浜町では漁師の数も減り、今、地引き網ってやっていますか。ほぼ活動していないのにもかかわらず、漁業権だけを持つ組織が防衛省に要望し、箱を建ててもらったということですね。しかも、本来であれば、先に何をやりたいのか、その事業の案があつてから箱を建てる話になるのに、先に箱ありきの事業を後から考えましたということですよ。民間では、まずない話ですね。

費用便益分析の数字ですが、専門家が費用対効果が認めるとのことですが、数字で商売がうまくいくならみんなお金持ちになっています。住民説明会で皆さん納得されたと言っていますけれども、住民からの質問の答えにも疑問が残る結果となったと、実際、住民の方からは聞いています。町長のほうにはよいお話ばかり入っているようですね。

私の2番目の質問、町長は自費でもやりたいのかという質問は、町長に実際にやれと言っているのではなく、そのぐらいやりたいという熱意を知りたかったのですが、その答弁では熱意はないというふうに感じました。

昭和50年代の日の岬国民宿舎がはやっているような時代ならこの案があつてもいいかもしれませんが、この通行量でやることに今まだ疑問が残ります。

ところで、先日、加工施設の図面などが出来上がってきたものを見せていただきましたが、役員の組織図、つまり誰が仕切っているのか、また、お金の動きなども血税が入る以上は、町民に開示されるのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員の再質問にお答えいたします。

先ほど再質問の中に地引き網をしていますかというのですが、この春から、地引き網が何度か実施されております。そういう、住民説明会の中でも担当課から説明をさせていただいております。

これは、同じ答弁ということですが、もちろん同じことを申し上げたかったので同じ答弁とさせていただきます。もうこの和共21号、共同漁業権の許可を有するということで漁業振興策を漁業関係者が要望しておりましたので、これが近畿防衛局中部防衛局との間で交わした基本合意書に基づいて進めているものでありますので、そういうことを答弁している次第でございます。

それから、まずは古山議員がご心配いただいているんやなていうことで、お礼は申し上げたいなと思います。以前にも、スーパー銭湯とかの建設等についても、そのとき議員は、他府県の観光客からお金を落としてもらう方法を考えなさいていうような質問だったと思うんですけども、私はやはりこの説明会の前段の挨拶の中でですね、住民の皆様にも、やはり釣りに来られた方がよそへ魚を釣れなかったら買いに行っているとか、御崎神社が吉方位であること、大型バスの参拝のお客さんが来られても、買物するところがないという話も聞いていましたんで、そういう方にお金を落としてもらえたらなというようなことも含めて、説明会でご挨拶の中に入れてさせていただいたことでございます。

誰が仕切っているのかとかそういうことについては、ちょっと担当のほうから話させていただきます。私が個人で建設したいと思っても、この保安林ていうんですか、保安林解除、個人ではできません。防衛省の補助金を頂くこともできません。だからそこら辺もご理解いただきたいと思います。

○議長（繁田拓治君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） 今、町長のほうから担当課でていうようなこともございましたけれども、以前から申しているように、紀州日高漁協美浜町支所と打合せをしております。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） ありがとうございます。

ちょっと町長のあれは答えになっていないんですね。お答えを聞いているのは、町長の熱意を聞いてるんですね。私はできませんじゃなくて、熱意、そこまでしてでもこれをつくりたいんやという熱意が全然感じられない。

あと、何度かやりましたって言っていましたが、何回やりましたか。また、答えはもらっていないんですけども、またお金の動きなども血税が入っている以上は、町民に開示されるんでしょうかというのをまだお答えをもらっていないんですね。

まだあるんですが、すみません。

私としては、まずキャンプ場の整備で観光客増加、三尾の発展などを達成してからの、

この水産加工施設の話が進めるのが筋ではないかと感じています。今すぐこの結論を出す必要もないと思っています。一旦棚上げし、若い世代に引き継いでもらうのはどうですか。私たちの頭では、もう時代に沿っていないのではないのでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

もちろん熱意というんですか、やはり先ほども説明会の挨拶でも申しましたが、よその方が来ていただいてお金を落としていただかないとってということで、本当にそういうふうには思っております。キャンプに来ていただいた方も、やっぱり何も買うところがないというようなこともお聞きしておりますので、そういう方が来ていただいて、キャンプの整備ということですけれども、まずそういうこともしながら、一緒にしながら、整備していきたいというふうにも考えております。

血税が入っているということですが、もちろん、設計書ができて金額等のことも皆さんにお知らせしております。住民の代表である議員の皆様にもお知らせしているので、それは説明しているというふうには感じておりますが。

○議長（繁田拓治君） 古山議員。

○8番（古山経生君） もう一つの質問がさっきのですが、一旦棚上げして。僕が思うんですけれども、町長にはそういうふうにか何かいい話が聞こえてくるみたいですが、美浜町で魚を買いたい人や、美浜町は買うもんない人やて言うんですけれども、僕の周りから聞いたら、わざわざ日高町の人が、日高川町の人が、御坊を挟んで美浜町まで魚を買いに来たいか。誰もいないんです。僕は聞いたことはございません、僕の周りでは。町長の周りでは、買いに行きたい人や、美浜町に魚を買いに来た人やと、多分、町長の周りの人はそう言うているか分からないですが、僕の周りは全くそんな、いちいちみやいちのどこ行って魚を買いに行きたいやていう意見は全く聞いたことないですね。

あとは、我々はもういい年なんで、ほんまに言うように、この話は棚上げして若い世代に引き継いでもらって、その人たちにいいアイデア、いいあれを造ってもらうというんはいかがでしょうか。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

これは、漁業権の基本合意書に基づき進めていることでもございますし、私どもだけで進めている事業ではございません。もちろん、防衛省の近畿中部防衛局との間でも、漁業者も含めて進めている事業ですので、棚上げする気持ちはございません。

○8番（古山経生君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（繁田拓治君） 続いて、3番、北村議員の質問を許します。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 許可を得ましたので、通告に従い、一般質問させていただきます。

機構改革について、私は以前、一般質問で2回、当町の機構改革についてという質問をさせていただいております。

具体的な時期を言いますと、令和2年第4回定例会と令和3年第3回定例会であります。そして、そのうちの令和4年4月に機構改革が行われ、3年5か月という年月が経過しました。この期間を経て、機構改革実施後、町長が考えた業務の効率化が図られてきたのか。また、実施した成果についてどうお考えか。当時、提案をさせていただいていたので、いろいろお聞きしてみたいと思います。

この最初の一般質問のとき、私は3つの観点から、当町の機構改革の必要性を訴えました。1つ目は、職員の意識改革が必要ではないか。これは、社会経済情勢の変化への柔軟な対応や政策形成能力を新たな発想で引き出す手段として必要だと考えました。2つ目は、事務処理や意思決定の迅速化を促すこと。これは、複数に多様化する行政事務を増員で対応するのではなく、効率的な事務処理や意思決定の迅速化によって対応し、住民サービスの向上を図ることが大切だと話しました。3つ目は、分かりやすい行政組織として、組織の簡素化、合理化に努めるとともに、総合的かつ横断的な運用を図ることにより、住民主体のサービス向上を目指していかなければならないと話しました。

1回目の一般質問で町長は、住民が求められている質の高いサービスを継続して提供していくためには、今後は組織機構改革、事務分掌の見直しは必要であると考えて話しておられます。時代のニーズに合った組織機構改革にしていくということでありました。

また、2回目の一般質問では、その機構改革実現化に向けて、その進捗状況をお聞きしたと思います。その後の令和4年4月に機構改革の実施とつながってきたのでありました。そこで、今回の質問であります。

1つ、機構改革を実施してから4年目になりますが、町長自身の評価は。

2つ、町長が考えていた業務の効率化は図られていますか。

3つ、各課の業務はうまく回っていますか。また各課と連携、各課への職員配置は適正でしょうか。

4つ、住民の皆さんからの声などは具体的に聞いておられますか。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員のご質問の1項目、機構改革についての1点目、機構改革を実施してから4年目になりますが、町長自身の評価はにお答えいたします。

機構改革につきましては、私が職員時代に住民の方から指摘があったことや職員から聞いていた問題点等を見直す必要があると考えていました。町長に就任してからも、毎年、職員との面談を通して機構改革についていろいろな意見を聞いてきたことを総合的に判断した結果、住民の皆様を第一に考え、住民の方から求められているサービスを継続して提供していくために、時代のニーズに合った機構改革が必要と考え、実施したものでございます。

今振り返ってみると、ポイント的に見れば、窓口業務を集約して、住民サービスの向上につなげるため、現在のがやく長寿課を配置替えしたのでございますが、カウンターを

低くし通路を広げるとともに、窓口カウンターも職員の出入りが可能となるように改修したことも併せて、来庁される住民の方々に配慮した環境で効率よく利用していただいていることと感じてございます。

2点目の町長が考えていた業務の効率化を図られていますかにお答えいたします。

機構改革により効率化が図られた主なものを挙げますと、防災まちづくりみらい課は、廃屋と空き家に関する業務を合わせたことで、古家解体支援事業、空き家バンク、移住定住等の業務についての効率化が図られ、また、商工観光に関する業務を行うことで地方創生との一体的な実施が可能となり、商工、観光と共に地方創生等を通じたPRの実施により、ふるさと納税寄附金の増加が図られました。

農林水産建設課は、地籍調査に関する業務を行うことで、従来の農林水産関係事業や公共工事に関して地籍情報の活用が図られてございます。町営住宅に関する業務についても、既に住宅団地和田共同炊事場の除却や町営住宅の設備改修等が効率的に行われてございます。

総務課は、秘書的業務を行うに当たり、町長室に近い場所への配置替えにより効率化が図られています。

子育て健康推進課は、要保護児童対策を専任の保健師としたことや、特別児童扶養手当業務を障害福祉担当課で行うことでの効率化が図られています。

かがやく長寿課は、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実際実施に際して、後期高齢者医療に関する業務を行うことや、外出支援券に関する業務について障害者を対象としたものと高齢者を対象としたものを一括して業務を行うことにより、住民の方々におきましても分かりやすくなり、効率化が図られています。

課の配置変更による効率化は、先ほども申し上げましたが、役場庁舎の1階につきましては窓口業務を集約し、かがやく長寿課の窓口カウンターを低いカウンターに変更し、通路も広くいたしまして、窓口カウンターも職員の出入りが可能となるよう改修し、住民サービスの向上にもつなげてございます。2階につきましては、秘書的業務を行う総務課と放送室を利用する防災まちづくりみらい課の配置変更による業務の効率化を図ってございます。

3点目の各課の業務はうまく回っていますか。また、各課と連携、各課への職員配置は適正でしょうかにお答えいたします。

業務の効率化は図られていますかに対する答弁でもお答えさせていただいたように、機構改革による分掌事務の変更により、同種の業務を集中集約したことにより、各業務が効率的に機能をされています。各課の連携につきましても、限られた庁舎スペースでございしますが、来庁される住民の方のニーズを考えた各課の配置をしてございますので、各課職員同士の連携が図られているものと認識しています。

職員の配置については、職員それぞれの技能や業務経験等を考慮し、職員との面談や意向調査を基に、定期的な異動の実施により職員の配置をしているところでございまして、

適正であると認識してございます。

4点目の住民の皆様からのお声などは具体的に聞いておられますかにお答えいたします。

住民の方々からのご意見としては、機構改革の直後は、課の配置替えにより課の場所を探すのに戸惑ったとか、課名が長くて覚えにくいというお声をお聞きしましたが、今ではそういったお声もなくなり、最近は機構改革に関するご意見は聞いてございません。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

大変重要な機構改革でございました。3年5か月たちました。

まず冒頭にですね、こういうっていうのはやっぱり検証もされているんですかというの、まず1点の質問。3年5か月の間にどれぐらい検証をされていたのかということ、まず1点、冒頭に言うときます。

1つ目の質問で、窓口が低くなったのも一つの評価でありましょう。それで、住民さんがすごく便利だったよって、通路も広がって、それも評価の一つではあると思います。それでもですね、私、1つ目の質問は感じられていることを述べていただくのではなくて、町長のお気持ち、評価ということを質問しております。私の聞き方がもう一つあれやったんかも分からないんで、評価という言葉で1つ目はご返事いただきたい。それが1つ目です。

そして2つ目、町長が考えていた業務の効率は図られていたかっていうことなんです、基本的には、すごいスムーズになられてきたかないうところもお見受けされます。偉そうな意味じゃないですけども。

ただし、やはり窮屈なところもできているのも事実でありまして、例えば、ここにも書かれていますように、防災まちづくりみらい課の分掌事務が増加しているところに書かれています。この背景として、ふるさと納税であったり、それを町の重要施策だとうたっていると。そこには商工、観光、地方創生でPRしていかなあかんからこれも一緒だということでございます。ここに書かれていますことです。そこに廃屋、空き家バンク、地震津波、古家解体、正直、これを一くりにしたらかなりのボリュームです。これだけだけ取ったら。

県とかほかの他市町を見ても、やはりちょっと分散されているのがよくお見受けします。例えば、御坊で言うても危機管理みたいなところもありますし、例えば、和歌山県で言うたら防災企画課、別に防災と企画を一緒にしている、防災のことに防災に対しての企画をやっているというための防災企画とかはあると思うんですけども、やっぱり特化しているのは現実じゃないでしょうか。その辺で、先ほどからカムチャツカ、カムチャツカというお話もありますが、そこで防災、地震・津波に関しましてですね、やはり人員を増やしたんじゃないかといういろいろなご意見もございますが、ここはですね、前のおりです。私が以前、覚えてはりますか。防災と企画は背中を向けて仕事しているんじゃないかと。もちろん背中向けて仕事しているんじゃないかと、やはり一つは、震災の負の話、もう

一つは、どっちかと言うと前向きな正の話、これを一緒にしているというのは、私はその当時ちょっと納得いかないかなと。分けたらどうやということを令和2年、3年のときには言っております。

こんなも覚えてはりますか。パソコン部隊をつけたらどうやと、特化した部隊をつけたらどうやと。これは情報システム課として総務がちょっと班として置いていただいているような感覚にお見受けするので、これはこれでいいかなと思うんですけども。

一応ねやっぱり防災企画がとにかく引っかけます。防災まちづくりの中に防災と企画が入っていることに、私はですよ。ほかの同僚議員の中にもいてると思います。いてないかも分かりませんが。防災と企画は離すというのがやはり得策じゃないでしょうか。それと、離すという言い方は、別に課をくっつけるわけじゃなく、課を離すわけじゃなくても、大きな課のくくり情報システム班じゃないですけどもそういう部署をやっぱりね手伝っているやないかっていう。

津波・地震のときみんな手伝ってるやないかていうはことじゃなくて、やはりですね例えば専門家、プロ、地震津波のプロなんかをですね来ていただいてですね、定年されている方のプロもいますし、今ばりばりのプロもいてると思うんです。この辺のねプロを、もう昔、地方創生でありましたよね、西山統括官ていう。そういうイメージでもいいんです。だから、そういうプロをぜひ入れて別班でやっていけば、もうちょっと地震・津波のことも、もうこれは未来永劫ですから、片手間で作るような作業ではないと思っています。

もちろんもっと詳しく言うたら、ふるさと納税だって切離しても、例えばご存じのとおり泉佐野なんかは企業としてやっていますよね。ふるさと納税の会社を立ててやっていますよね。それぐらい大切なことだと。町も今お聞きしますと、重要施策の一つやていうことであれば、それぐらいの腹づもりをも必要じゃないかということなんです。

ほかに増えたこと言いますと、かがやく長寿課とかもそうなんですけれども、なかなか介護福祉者がおられないとかといういろいろ問題はありますけれども、作業内容も増えたと思います。ただ、回っているんじゃないかと、私の評価でございますが回っているんじゃないかと思えます。ですから、回ってないようにお見受けするところの、一度検討していただけるようなことをお願いしたいです。この意見にちょっと、町長、お答えいただきたいですね。

ちょっと待ってください。

各課の業務はうまくいっていますかていうところなんですけれども、先ほどちょっと言いましたけれども、手伝っていただけるのが各課の連携はうまくいっていますか。各課もきっちり回っていますかという話の中で、手伝ってますていうのは、やはりどこまでいっても片手間なんですよね。手伝っていただいているていう作業は。だから、やはり連携というのはもうちょっと思いやりを持って、違う意味で連携している。もう業務的な連携なんかできるんですよね。ふるさと納税のワンストップ特例ですか、あんな紙を破ってやるぐらいのことやったら誰でもできるんです。そういうことじゃなくて、もうちょっと

密な思いやりのある、きめ細やかな連携を取っていただきたいなと思います。そういう連携でございます。もうただ単に、何かこれ仕事して、これ仕事してというんじゃないで、こういうことがあってこうなるんでこうやっていうことを、きっちり思いやりを持って横のつながり、やっていただきたいと思います。

そして、最後の4つ目、こんなんはもう一回アンケートを取ってみて、4つ目ね。内容はですね、住民さんのご意見はどうですか、機構改革に。住民さんは、機構改革にそんなにそんなに特殊なあれでないとご興味もございません。だから、アンケートを取ってみて、今の役場どうですかとか。どうですかというのはあれですね、漠然としていますね。例えば、今の役場、よく言われるのは、敷居が高いとかよく言われる住民さんもおられるんですけども、今の役場は入りやすいですかとか、職員の対応はどうですかとか。いろいろファミレスとか行ってもあるじゃないですか。どうですか、どうですかと普通に聞くやつ、あんなもういいかも分かりませんね。

その辺のアンケートを取って、職員だけで進めるんじゃないで、私たち議員も含めてですけれども、住民の方も巻き込んで機構改革やっていければなと思います。この辺、アンケートとかも含めて、この4つ目もよろしくお願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

まず、1点目の私自身の気持ちの評価ということですが、本当にあっち行ったりこっち行ったり窓口が遠くなってるんでというような、職員時代にも住民の方からお聞きしていましたんで、やはり住民さんが移動を少なくできたらなという思いがあって、あそこにかがやく長寿課を持ってきたということで、本当にそういう意味では、職員も死亡とかありましたらいろんな業務で皆さん窓口へも来やすくなりました。だから、そういう面では本当にこの機構改革やってよかったなというふうに思っていますし、この検証しているのかということですが、我々、もちろん副町長もそうですけれども、私も職員と面談しております。面談の中でもそういうお話も聞かせてもらったり、まず職員異動の協議の中でもそういう話は毎年検証といいますか、ここはこうでというようなことはしてございます。

防災が企画と一緒にだということなんですけれども、機構改革の協議の中でも、防災を1つの課にしようとかそういう話もありました。ただ、この機構改革というのは、もともと限られた人数の中でどうしていかうかということで、課を多くしたら課長の数も多くなる、それだけ人員が必要となってくるということで、機構改革を始めたというのもあります。私、結構この中でも古いので、そういうことで機構改革をやってきたという経緯もございまして、やっぱり防災というのも町づくりよなって、ほかのいろんなことで特化した町づくりというのもあるので、結局、この防災まちづくりみらい課という、未来へつないでいきたいということで、いろいろなことを集めたという経緯がございます。

もちろん、業務は増加しておりますので、そちらに人員の職員の配置ももちろん多くし

でございます。そんな中で、課長にもどうなっている話も聞いておりました、異動があって、その後こういう職員の中でどういうふうにしていくかっていうようなことも課長とも協議して、今回は課長は、今年度は皆さん一人でするんじゃないなくて、みんなで助け合いながらやっていきたいというように聞いておりますので、それでやっていただいておりますという状況でございます。

ふるさと納税につきましては、特化してっていうことでございますが、和歌山でいえば湯浅町なんか、ふるさと納税の課を設けておりますけれども、事務費の中に人件費というのにも入るんですね。結局、専任になってしまったら、その金額が大幅に増えてしまうので、返礼品とか何%でしなければならぬということになりましたら、やはり我々、10億ぐらいの市町村でしたら厳しくなってくる。その分、人件費が増えれば、返礼品を減らさないといけない、金額的に。そしたら、本当にふるさと納税が減ってくるのではないかっていう心配事もありますので、兼務という形でさせていただいております。それでも兼務にしましても、皆さん頑張ってください、今年度も何とか希望どおりにいけるんじゃないかなというふうな感じは受けております。

あと、住民アンケートを取ったらどうかということでございますが、住民さんもいろんな意見いただけます。その窓口とか職員の対応ようになってきて、入りやすくなってきてよってということも、私に言って来ていただける住民さんもいます。そんな中では、やっぱり職員には、こういう意見があったので、皆さん喜んでくれるからまた頑張ってくださいねというような声かけもしております。

総合的に機構改革については、本当にやっておりますけれども、これがベストだというふうには考えておりません。やはりまた課題等、いろんなことが出てくれば、今後、見直しも必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 機構改革、おっしゃるとおり、増やすのが目的ではございません。そのいる人員の中でやっていく、もうおっしゃるとおりです。

その中で、先ほどこれお答えいただけなかったんですけども、防災の地震・津波のスペシャリストていうのは、それに対して1人増えるかも分かりませんが、課を増やすことでもなくて、ほんなら例えばこの前言うたように、班だったり室であつたりするところも一つの手段じゃないかというところです。

ベストだと考えていないということで、まだ前向きにやっつけていかれるということであれば、またそういうお話もしていただければと思いました。

アンケートは答えてくれました。取るとは言うていないけれども、もうやっていこうかなという感じ。やっていこうかなと。アンケートもほんまにしてみても、住民さんはどんなことを考えているかというのをより深く考えていただきたいと思っております。

防災のを1個答えていただきたいです。

すごく重要なことで大切なことで、スペシャリストなら、例えばこの前のカムチャツカ

のほうでもですね、どんなまた攻め方というか、どんな対応の仕方をしていたんかも分かりませんし、その辺もやり方も変わってくるだろうと思いますし、そういう方を置いたほうが、もしかしたらこういう地震・津波ですごいことになるような町にとってはありがたいお話になるのかも分かりません。

一番大事なことは、これは、前回もどなたか、うちの同僚議員も言っていましたけれども、機構改革をするのが目的ではなくて、機構改革をやっていってどういうふうにきれいになっていくか、うまく流れるかっていう手段がやっぱり大事なんですよね。機構改革をやりましたということの前へ出すんじゃなくて、機構改革をやってどんな結果が出たかっていうことをやはりもうちょっと追求していただきたい。面談もしているということであればなおさらいいんですけれども、やっぱり本当によくなったのかということをもうちょっと密に検証していただければなど。機構改革をお願いしたというか、こうやったほうが時代のニーズに合った機構改革をしてくださって言ったときの思ったときの気持ちはそんな気持ちです。

以上、防災のこととか、今の総評とかをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

防災のスペシャリストというお話ですけれども、私ども、いろいろ天気であったり、大雨のことでも気象庁とはすぐにもうウェブ会議ができるような感じになっております。もちろん県であったり、各市町との連携というんですか、そういうこともしている中で、なかなかスペシャリストを雇用するっていう考えには至ってございません。

住民アンケートもそうですけれども、もし、議会だよりの中にも住民の皆さんのご意見ってというようなことを書いておりますので、広報の中にもそういうことが、またご意見あればということで、ご意見ある人はホームページのほうへご意見を言うてきてはくれています。そういうこともできるのかなというふうには考えております。

本当に先ほども言わせていただきましたけれども、もうこれが本当にベストだよっていうふうには考えておりません。本当にまた何かいろいろ課題があれば見直しは必要になってくるかと思っておるんですが、なかなか4年ですぐにというようなそういうことは難しいかと思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 北村議員。

○3番（北村龍二君） それでは、2つ目にいかせていただきます。

当町の体育施設について。

スポーツをすることで、体の健康を保つのはもちろんのこと、人間的な成長にも重要な役割を果たすという点で、特に子どもには推奨されています。しかし、残念ながら大人も子どもも何かのきっかけで挫折したり嫌になってしまったりして、途中でやめてしまうケースが多いのも現実です。それは一体なぜなのか。どこかに原因があるからやめるんでし

よう。

まずは取り巻く環境、精神論のほうから考えてみたいと思います。今回は、人間関係がそれをやめるということになるということの観点は省きます。

私たちが生きている世の中、全てが日常です。大人なら家族、家事、仕事が毎日、子どもなら友達と遊ぶ、学校、勉強、大人は生きていくために家事や仕事をしていかなければなりません。これが日常的だとしましょう。一方、子どもたちは友達と遊んだり、勉強したり、ゲームしたり、コミュニケーション能力や学力などいろいろな能力を身につけて、社会に出て大人の日常に入る準備をするわけです。この日常の中にスポーツをする子どもは、非日常があるという考え方をするとします。つまり、大人たちも子どもたちも、日常あつてのスポーツをするという非日常を楽しもうということです。皆さんがスポーツを楽しんでいるのは、その非日常の中であることを理解していない大人も多いと思います。スポーツが嫌いな人もいれば、スポーツするのが好きな人もいます。スポーツを好きな人の楽しむという非日常は、夢中になれる、好きなことに取り組める、ありがたい場所の提供が必要です。大人たちは息抜きに利用して、あしたの活力、非日常的な夢の時間であります。

一方で、子どもたちはというと、前段でも述べましたが、勉強は日常なので、それをおろそかにしてはなりません。大人がスポーツを非日常と受け止め、子どもにもスポーツはという観点から非日常的な時間を感じさせる、そう教えていけば、サッカーや野球ばかりやって勉強をしない子どもが出てこないはずなんです。日常があつての非日常、特別な時間ですから。私の場合でいいますと、美浜町議会があつてのメダカ飼育みたいなもんですね。

余談はさておき、スポーツパーソンという言葉があります。かつてはスポーツマンと言われていたと言えばご理解いただけるかと思います。スポーツパーソンの心とは、非日常で一流のアスリートであると同時に、日常で一流の人間であるための精神的、肉体的な部分の構築過程である心の持ち方の練習をしていると私は考えます。その場所の提供が、昨今では人口減少、少子高齢化をうたい文句に、どんどん少なくなってきていると思います。美浜町でも大人も子どもも不足していると考えます。

そこで、幾つかの質問をしたいと思います。

1つ目、現在、体育館施設やグラウンドで町民さんが使える施設は幾つありますか。

2つ目、施設の取決めや条例などは遵守されていますか。

3つ目、施設は町民さんが気持ちよく使用できていますか。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 改めまして、おはようございます。

北村議員のご質問の2項目め、当町の体育施設についての1点目、現在、体育施設やグラウンドで、町民さんが使える施設は幾つありますかにお答えいたします。

教育委員会が管理しているものは、体育館が、松洋中学校、和田小学校、松原小学校の各屋内運動場及び美浜町体育センターの計4か所。グラウンドは、和田小学校、松原小学校の各屋外運動場と、第1、第2若もの広場の計4か所。そのほかに、松洋中学校武道場と吉原公園内のテニスコート及びゲートボール場があります。

次に、2点目の施設の取決めや条例などは遵守されていますかにお答えいたします。

各施設に定められる条例や規則にのっとり、粛々と運用をしてございます。ルールやマナー違反が見受けられる場合には、その都度、注意、指導をしています。

最後に、3点目の施設は町民さんが気持ちよく利用できていますかにお答えいたします。

各施設におきましては、必要に応じ、できる限りの修繕や改良を行い、利用者の皆様が快適に使用できるよう対処してきているところでございます。これからも利用者の皆様のご意見には耳を傾け、不具合、不良等の改善にはできるだけ迅速に対応するとともに、各施設の機能の向上にも目を向け、安全で快適にスポーツができる環境を提供できるよう努めていきたいと考えます。

そして、このことは、児童生徒への安全で快適な学習環境の提供にもつながるものと思っております。

以上、答弁を終わります。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） それでは、再質問させていただきます。

あまりスポーツし過ぎると、漢字とかもおろそかになるんで気をつけたいと思いますけれども。

1つ目なんですけれども、グラウンドで町民さんが使える施設は幾つありますかという問いですけれども、承知しましたということで結構です。

2つ目、施設の取決めや条例などは遵守されていますかということです。

聞くところによるとですね、こんなこともありましたねということで同僚議員のお話で、教育長の定めるところにより、そのスポーツ施設はお貸ししますよという例があったこともありました。具体的にはちょっと言わないんですけれども、そういうお話もちょうとお受けしたこともありましたんで、それは付け加えておきます、この話について。

そこでなんですけれども、例えばですね美浜町体育センターなどは、使いたい団体がたくさんあるというような話も聞いております。特にクラブチームなどは混在しているとお聞きしています。これですね思うんですけれども、松洋中の体育館はほぼ使えないんですよ。美浜町体育センターは、幾つかのスポーツクラブが混在して取り合いをしているということでございます。これが松洋は使えない。せっかく空調が入っている松洋中の体育館は使えない。これはなぜかという、やっぱり学校の先生が必要らしいんです。学校の先生がいないとでのそういう活動はできないということをお聞きしたんで。

この辺、それこそ条例じゃないんですけれども、この辺を使えるような形を取っていただければと思います。それは、ある松洋中の生徒の親に聞きました。使えないということで。

学校の先生がいてなかったら使えないということをやっています。それは正しいか正しくないかは、また後でご答弁いただければと思います。保護者がいれば使わしていただけたらなっていることです。

その中でですね体育館も使えないということで、テニス部なんです。テニス部の子なんですけれども、吉原公園を使うと。吉原公園のテニスコートを使う。凸凹でテニスにならないと。水たまったままやし、どうもこうもならんという。150円だったらいいです、1時間。それはお安いなということでいいんですけれども、暑い中、体育館を使えないのはかなり苦しいかなと。こういうのは条例をやっぴりある程度緩めていただければうれしいかなと思っています。

もう一つですね、条例で、グラウンドの照明であります。これはですね、以前、平成十二、三年とお聞きしていましたが、その当時は、夜の7時ぐらいが最終やったらしくて、照明つけて次に切るのが、小学校のクラブとか学童とか、それはグラウンドもしかり、体育館もしかりなんですけれども、7時ぐらいでしたと。今は7時半になりましたということなんです。武道館はというと8時らしいです。この誤差なんですけれども、取決め条例で7時半にしているのであれば、武道館はなんで8時なのかとったりもするんですけれども。

この辺で私ちょっと思うんですけれども、今こういう子どもが少ない大変な時代でございます。ちょっと年配の方、ご高齢の方が多いい時代でございます。やはりですね指導者も、バレーにしろサッカーにしろ、指導者もやっぱり少ない時代です。5時に仕事が終わって、指導していただけるというのは大変ありがたいことなんです。その際には、やはり電気、照明、こういうのは不可欠になってきます。

子どもたちは、私は冒頭に言ったように、やっぱり勉強もせなあきませんけれども、やはり運動して、やはり体を鍛えて、元気な子どもが美浜町からいっぱい育ってほしいといつも思っています。ですから、ゲームしているより、何しているより、今の時代、田んぼで野球もできませんし、ゲームしかできませんし、スポーツしたいっていう子は思い切ってスポーツできるような環境づくりをしていただきたい。その中で、照明というのは非常に大事なので、その条例もちょっと緩めていただいて、体育館もそう、グラウンドもそう。あるクラブなんか、やっぱり電気があかんから、早く切らなあかんからとよそのところへ行ったりもしています、実際。

そういうことも踏まえまして、一度、照明の時間帯をちょっとご検討願いたいということでございます。それは7時半でもなく、8時でもなく、もうちょっと延ばしていただければと思います。

最後、3つ目です。施設は町民さんが気持ちよく使用していますかということ。

やはりですね美浜町の施設はやっぱり美浜町民さんを最優先にいただいていますかということ。簡単に言いますと。ほかのクラブチームが悪いとかそんなじゃなくて、やっぱり美浜町ファースト、美浜町人ファーストでいただきたいなということ。

ほかの子どもたちに美浜町に入ってくるなというような話ではございませんが、順番的にも美浜町からぜひやっていただきたいということでございます。

もう一つ、心地よくてという意味の中で、照明。今度は照明の時間ではなくて明るさ、こちらについて問い合わせてみたいと思います。これ、J I Sというところが、スポーツ施設照明にはJ I S規格ですね定めた推奨値があります。これはあくまでも推奨値なんです。ただ、あまりにも暗いところは危ないと思います。その辺の規定がございまして。その辺というのは出されているのかどうか。近隣市町はどうなのかというところを、そこまでは調べていないとは思いますが、一度その辺の照度をちょっとお聞かせ願いたい。

以上です。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

午前十時五十八分休憩

———・———

午前十一時〇〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員の再質問にお答えします。

まず、子どもたちの活動時間、照明19時30分現在、一応ということなんですけれども。この点につきましては、議員おっしゃられるとおりでございますので、このあたりまた、この場でというのはいきませんが検討していきたい、善処したいというふうに考えてございます。

それから、照度のことなんですけれども、これは議員さんも今ご指摘のとおり、J I S規格というんですか、これ一応基準というのが定められてございます。そして、これは学校、例えば教室等々も含めて職場環境、全てに網羅したものであるんですけれども、その中に示されてあるところ、実際にはそこに達しているかどうかというのは測ったことはちょっと。私自身は、そのデータを持ち合わせてございません。それで、今後それを一回検討してみたいというふうに思います。

ただ、これはあくまでも基準値ということで、必ずそれが満たされていなければその施設は運用できないとそういうものではないというふうに承知しているところです。しかし、できるだけ安全確保であるとか、そのためには必要やと思いますので調査していきたい。そして、善処できるところは、これは対応していきたいというふうに考えてございます。

あと、松洋中学校の体育館のことについては、担当から答えさせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 中央公民館課長。

○中央公民館長兼図書館長（中村厚美君） お答えします。

松洋中学校の体育館ですが、夜間とか土日に貸出ししております。ただ、クラブ優先なので、学校の先生の許可は得て、それで貸出しという形になっております。

あとですね、武道場、剣道場の使用時間についてなんですけれども、これも剣道、柔道

もクラブがありますので、それが終わってから少年の部を使うという形にしておりますので、19時でなく20時の時間ということにしております。そこだけはちょっと特別に、クラブ優先でしておりますので。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 松洋中の生徒なんですけれども、クラブなんですけれども、おっしゃるように自主練ということのくくりにしてしまえば先生がいてやなあかんのかなと、今ふと思いました。

電気の時間ですけれども、できれば7時半からもうちょっと延ばしていただいて。今、子どもたちは勉強が一番ていうことで、遅うまでつけていたら勉強できないじゃないか、成長しないじゃないかと言われますが、入っている子どもたちはみんな、そのクラブをしたいから入っているので、そういう外部の大人の方がもし言うのであれば、別に子どもたちにそれを言うてあげてやめてもうたらええと思うだけのことで。子ども自ら入っていますもんで。常識の範囲ですよ、もちろん、12時までやれってそんな話じゃないですけれども。7時、8時が8時半、9時半になっても、別に私はそんなに大して支障がないのかなと。7時半が8時になったところで、8時が8時半になったところで支障ないのかなと。それなりの家庭の事情があるのかなと思いますんで、そういう縛りは、今後こういう時代もありますのでそうしていただきたいと。

照度については、私も存じ上げています。必ずその照度でなければできないということはないです。例えばレクリエーションだったり、ソフトの照度であったり、少年野球の照度であったり、大人の照度であったりするわけで。ただし、かなり暗いかなと。照度を測らずともかなり暗いかなと思っています。

例えばですね、若もの広場なんかでもあれでも暗いと思います、実際は。照度的には全然あかんと思います。例えばですね、以前、設計で保留になっているような若もの広場のことでもですね、別に松を切つてとか、人工芝であったりとかそんなお話じゃなくて、若もの広場をきれいにするという意味で、ああいうのを設計を使いながら、あのままでは多分あのままになってしまうんじゃないかと。1,100万でしたか1,200万でしたか結構な金額でございます。それを何か利用して若もの広場の照度も上げてやっていただけるようなことはできませんでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） グラウンドの照度のことでございます。若もの広場の照明を何とか改善できないかということであるかと思うんですけれども、これは教育委員会の一存ではいけないことでもありますので、また、町長部局、財政当局等々も相談しながら、その実現可能性について考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

もちろん、設計はそのまま今残っておる状態でございますけれども、私としましては、この残った自分の期間、あと1年半ですか、それまでについては、この設計を生かしてまた何かをするということよりも、まずは水産加工、それと小学校統合問題、これを今進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（繁田拓治君） 北村議員。

○3番（北村龍二君） 4回目、すみません議長。

水産加工もやっていただいたらと。統合やっていただいたらと。それに引っかけ町長、それをやらないというのは、そんなにこだわりを持ってやらないというのはちょっといかなもんかと思えます。

照明自体は1回替えてから12、3年たっているはずですが。濱ノ瀬の照明。12、3年たっているんです。どっちみちLEDじゃない限りはやはり劣化もします。換えなあかん時期にもう来ています。ですから、そこはできれば貯金も多いことだし、ぜひですね何かに引っかけ補助金を探していただくのも結構ですし、一回ちょっと、未来の子どもたちに夢と希望を与えていただきたい思います。どうですか、町長。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

やらないということではなくて、この任期中はこれに特化して進めたいというお話になりますので、ご理解ください。

○議長（繁田拓治君） それでは、しばらく休憩します。

再開は13時30分です。

午前十一時一〇分休憩

—————・—————

午後一時三〇分再開

○副議長（龍神初美君） 議長を交代し、再開します。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問を行います。

最初の質問は、「きしゅう君の家」についてです。

まず、この制度、一概に制度と申してええものかも不明ですがそもそもの成り立ちやその内容についてお教え願いたい。何か原因となる事象等があったのか、主体となったところがあったのか等についてお聞きします。

次に、今も時々、ステッカー（警官の制服を着た紀州犬のマスコット）を見かけますが現状はどのようになっているのでしょうか。詳しくお聞かせください。

さらに、町として、このきしゅう君の家にどのような対応してきたのか、今後もどのようにしていくのかを住民の安心・安全の観点からもしっかりと答弁を求めます。

○副議長（龍神初美君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員の1項目め、「きしゅう君の家」についてのご質問にお答えいたします。

まず、成り立ちやその内容でございますが、きしゅう君の家の取組が始まったのは平成9年からです。この年に、兵庫県や奈良県で小学生が被害に遭う事件が起きました。兵庫県の事件は、中学生が複数回にわたり小学生を殺傷するというものでした。このことから、当時警察庁及び文部省は児童生徒の非行防止と児童生徒を犯罪等の被害から守ることにより、その健全な育成を図る取組を強化するよう通達を出します。

和歌山県では、子どもたちを地域で守る取組として、平成6年から和歌山県警のシンボルマスコットとして運用されているきしゅう君のステッカーを用いたきしゅう君の家の取組がスタートしました。きしゅう君の家の取組は、子どもたちの避難場所となるだけでなく、きしゅう君のステッカーが町の随所に貼られることによる犯罪の抑止効果も期待され、本町においても141軒の方がきしゅう君の家として登録していただいております。

次に、現状とこれまでの対応についてですが、令和元年では109軒の方に登録していただいていたという記録が残っていますが、それ以降、皆様方への再確認はできておりません。転居された方、あるいは亡くなられた方もおられます。また、掲示していただいておりますステッカーも色あせたり、破損してしまっているものもあります。お問い合わせをいただいた方には、新しいステッカーをお渡しし取替えていただく等の対応をしておりますが、今回ご質問をいただき、それだけでは不十分であったとの認識を新たにいたしました。

今後についてでございますが、早速、登録いただいている皆様方へのこれまでの御礼と、引き続きご継続いただけるかを確認していただくとともに、ステッカーを配布させていただきます。この、きしゅう君の家の取組につきましては、子どもたちを犯罪被害から守るだけでなく、地域全体の防犯対策にも関わる大変意義のある取組みであることから、きしゅう君の家に登録していただいている方々との定期的なコミュニケーションが大切であり、現状を把握するとともに、手薄になっている地域においては、新たにご登録をお願いするといった取組を今後継続してまいりたいと考えます。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 再質問させていただきます。

しっかりとご答弁をいただきましたので、お答えについては何ら申すところはないんですが。なお、ちょっと申し遅れましたが、この質問は住民の方からこういうことを聞いてほしいというご要望もあり、させていただいた次第ということを申し添えておきます。

また、このきしゅう君の家の始まりの頃、ちょうど私、子どもの関係からPTAの役員をしまして、町のPTA連合会で、今度こういうのを取組すると、それでやってくれそうな方、またやってほしいところというのをその会合の中で打合せをして、リストアップをして、役員のほうでお願いに回っている登録をしていただいたと。ただ、私はたし

かその頃、もう中学校のPTAだったので、メインでやっていただいたのはひまわりこども園の保護者の方とか、各小学校の方々が大変回っていただいたような記憶があります。

また、その際には、お願いの文書であるとか、また、事件というか子どもが駆け込んできたりとかそういうときはどうするみたいなマニュアル的なものも作って配っていたやに記憶はあるんです。あやふやな記憶で、もう20年以上たっている前の話ですからあれですけれども、今後も今回再調査というか、再確認をされるということですから、質問というか要望というか、そのあたりもしっかりまた資料等をそろえてですね、やっていっていただけるものと思っておりますが、その辺も後で併せてお答えください。

それと、一般的に今ふと気がついたんです。ご答弁は教育長がしていただいて、始まりも私はPTA役員、そんなことから、これは児童生徒、子どものためだけのものなのかと、今はたと気がついたんですけれども、一般的な防犯対策ではないんですね。最初質問したときには、総務かそちらのほうからのご答弁かと思ったら、局長が調べていただいたら違うということで。そこを所管が違うから何も文句とかそういうことではなくって、児童生徒というか子どもたちだけではもったいないんじゃないかなとか、いわゆる社会的弱者への対応へも何とか広がらないのかなと、これは僕の考えで希望というかそんなんでどうしろこうしろちゅう話ではないんですけれども、そういうところと。

一番、今回質問の眼目というのは、不幸にして事故や事件、事案になった場合ですね、その折に対象の児童さん、お子さんでもいいですけれども被害に遭われたとか、何らかのそう被ったときに、きしゅう君の家の被指定者というんですか、それを受け持っている方が自分ところでそういうことが起こってご自身もいろいろ自責の念にさいなまれるとも思うんです。

また、うがった見方ではありますが、昨今のこのような社会情勢からでしたらですね対応が云々とか、例えば被害に遭われた方のほうからとか、もちろんその方も不条理な暴力で被害に遭われたんですからやりどころない気持ちがあるのはよく分かりますが、親切、本当にボランティア、自己犠牲の念を持ってこのきしゅう君の家を受けてくださっている方に、そういうネガティブな面のしわ寄せがいくというのは、これはもうとんでもないことだろうと思いますので、そのあたりについてですね町として、はたまた県からのほうからもしっかりの対応も今後されるのか、そのあたりだけちょっとしっかりした答弁をいただきたいんですが、いかがですか。

○副議長（龍神初美君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員の再質問にお答えします。

まず、1点目ですけれども、このことにつきましては再度、発足当時のことの理念等を大事にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えます。

それから、2点目ですけれども、実はその令和9年、私もちょっと過去のその当時の事件をひもといてみますと、このときにはまずやっぱり子どもが実際被害に遭った、悲惨な被害に遭ったという事案がありました。と同時に、例えばその当時、寝屋川市であったん

ですけれども、野宿者に対して中学生がエアガンでそういう野宿者を襲うというんですか、そういうような事件が多発したということは、その被害に遭うだけではなく、この当時、犯罪也多発してた時代であった。そういうことから、その被害から守るということと同時に、やっぱり加害ですね、青少年者が加害者となるそういうことを抑止する、その取組も併せて必要ではないかというような論議がされていたように思います。

その中で、やはり地域で子どもたちを見守る、そういう体制づくりが必要ではないかということで、和歌山県ではきしゅう君の家、そういう取組が始まったということです。これも各府県でこの通達があったんですけれども、その通達に対する取り組み方というのはそれぞれ違いがあったのではないかというふうに確認しております。

その中で、先ほどの答弁でもお答えしましたがけれども、発端はやっぱり子どもたちの犯罪行為を起こさせない、あるいは被害に遭わない、そういうことがきっかけですけれども、結果として、やはり、きしゅう君の家のステッカーが随所に貼られていることによって、町全体の安全・安心につながる取組、副次的なことかも知れませんが、そういう地域の防犯力というんですか、その向上につながっているのではないかなというふうに考えます。ですから、やっぱりこの取組ていうのはずっと継続していく必要があるのではないかなというふうに考える次第です。

それから、3番目に、仮に不幸にもそういう事象があって子どもたちが避難してきた、そのときにうまく保護できなかったというようなケース、これもないとも限りません。私も当時、まだ現場におりましたので、この取組が始まったときに若干そういうふうなことが議論になったような記憶もございます。ただ、そのときにもやっぱりそのことが心配で、やっぱりそれであればこのきしゅう君の家、これはもう強制的なものではなく、あくまでボランティアですので、そういうことが心配でよう受けんよというんですか、そういう方がおられても仕方がない。だけど、そういうことを分かった上で引き受けてくださる方ということに最終なっていたのではないかなとは思いますが。

ただ、もし万が一、それで被害があったときには、当然それは町としてと言ったらあれですか、こちらからお願いしているところですので、その方に責任が問われるようなことのないような配慮というのは、これは警察とも連携しながらというんですか、いろんなことで連携しながら取り組んでいきたいなというふうに思うところです。だから、そういう面での負担というのはゼロにはならないかと思うんですけれども、その辺ところの配慮はこれからも十分していかなければならないというふうに考えるところです。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ご答弁はほぼ満額回答なので、この質問はこれで終わって、次いきたいと思います。

2点目の質問は、町有施設の運営について少しお聞きします。

この質問も住民の方からのご指摘、ご質問からとなりますが、町の所有、運営する施設については条例や規則に規定されているものと承知していますが、例外等の規定、決まり、

運用等があるのか、お聞きします。

例えば、施設の使用方で、近隣の方々や特別に認められた方であれば使用順等に配慮をしているとか、また、当該施設利用以外でも駐車場の使用を認諾している等、便宜や優先、優越性を持たせているような運用の存在についてお聞きします。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2項目のご質問、町有施設の運営についての例外等の規定、決まり、運用等にお答えいたします。

町長部局で管理している施設についてでございますが、谷議員が具体例を挙げられているような使用順等に配慮するとか、便宜や優先性を持たせて利用するような運用はなく、また、駐車場についても施設を利用する方が使用するものという認識でございます。

いずれにしても、公共施設の利用については公平性、公正性が確保されていることが重要であると認識してございます。

○副議長（龍神初美君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員の2項目めのご質問、町有施設の運営についての例外等、規定、決まり、運用等が存在するのかにお答えいたします。

教育委員会が管理しています施設につきましては、条例規則等にのっとり粛々と運用しているところでございます。

施設の使用方法では、貸出しの際、使用申請の日時が重なった場合は、町内団体を優先させていただくとして長年運用してきています。また、当該施設利用以外の駐車場の使用につきましては、教育委員会として認諾しているケースはありません。なお、公共性、公益性の高い目的、活動での一時的な駐停車は別でございます。

今回ご質問をいただき、私自身、改めて各施設の駐車場の状況を確認いたしました。そして、郷土資料館駐車場における無断駐車の常態化、このことについて早急にしかるべき対応をするよう、また、ほかの施設においても今後同様の事象が生じることのないよう指示した次第でございます。

以上、終わります。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） それでは、再質問です。

一部に対応が必要な事象があったようですが、既に対応を指示されているとのことと公共施設の利用についてですね、公平性、公正性がおおむね担保されているというご答弁でしたので、これはこれで大変安心をしたところです。

そこで、今後についての質問になります。

今後、仮に、公平性、公正性が損なわれる事案が起こった場合には、当然厳正に対処されることに間違いはないですかということと、もう一点お聞きしたいのは、今日、今ここにいらっしゃる特別職の方、また説明員として着席されている方々にお聞きしたいんです。公有施設の利用に関して公平性、公正性が損なう使用、利用等は、今まで行ったことはそ

ういうことはありませんよね。また、今後も行わないと、そういうことは皆さんにお聞きしたいんでお答えいただけますか。

○副議長（龍神初美君） すみません、谷議員。それはちょっと通告外って私はちょっと思ったんですけども、少し趣旨が違うように思われますが、いかがですか。9番、谷議員。

○9番（谷進介君） 通告はあれなんで、あれですけども。

取り急ぎ三役の方、町長、教育長で結構ですけども、今後このような施設の利用に関し、今まで利用、そういう使用はしたこともないし今後行うことはないということに関してお答え願えますか。

また、説明員の方は今お答えがないので、そういうことは必ずしないというふうに理解をしておきますが、その2点。

ややこしくなったので、今後何かあった場合は厳正に対処される。また、町長、教育長におかれても、ご自身は今まではそういうこともないし、今後もそういうことはない。このことの確認の質問はよろしくないんですが、その2点、どうしても聞いてくれという話もあったのでお聞きします。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今後そういう事案が起こった場合は、厳正に対処するていうことは間違いございません。ただ、集会所等に関しては、条例とか規則とかはありませんので、今のところは区に管理をお任せしております。だから、区の判断ということになっておりますので、そこは理解していただきたいと思います。

私、公共施設の利用に関してですけども、実家が公民館の近くなので実家へ行くときにやっぱり少しの時間置かせていただいたことがあります。ただ、今後そういうことはしないようにもしていますし、実家のほうへもそういうことは厳しく伝えました。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 谷議員のご質問にお答えいたします。

今までということですけども、これは担当課、公民館館長及び担当にも確認しましたけれども、そういう事案というのは把握していないということでございます。

そして、今後ですけども、当然そのための管理規則、管理条例でございますので、それに基づいて運用していくと。そして、その中で何ら違反があった場合には、指導、注意というんですか、それをして臨みたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） この2点目の質問はもうそれで結構です。

次の質問、第3点目にまいりたいと思います。

3点目は、防災・減災について提案も含め、住民の生命、財産を守るという地方公共団

体の存在理由とも言える観点からの質問であります。

昨年8月の南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意の発表、本年1月には南海トラフ巨大地震の発生確率が今後30年間で80%程度と政府の地震調査委員会によって引き上げられたり、さらには、7月30日のロシア・カムチャツカ半島沖地震発生による津波警報、その後の津波注意報と、住民の皆様においては大変な不安と緊張を覚えられている事案が立て続けに起こっています。

町としての対応は、先日の地震・津波対策特別委員会にて、担当課より詳細な報告をいただいたところです。

質問は、まず町の防災・減災に対する補助、助成施策等についてどのような進め方をしているのか、具体的にお示しください。

次に、防災道の駅について、その詳細をお聞きするとともに、現在事業進行中の水産加工販売施設への併設・隣接等を検討してはとありますが、ご所見をお伺いします。

最後に、小職として町の防災センターの必要性を強く感じていますが、「一人の犠牲者も出さない」との公約をお持ちの町長のお考えをお聞きします。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の3項目のご質問、防災・減災についての1点目、町の防災・減災施策についてお答えいたします。

初めに、議員のご質問にもありました昨年8月には日向灘を震源とする地震により南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、本年1月には南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたり、7月30日にはロシア・カムチャツカ半島付近を震源地とする地震が発生し、津波注意報や津波警報発表と、ここ最近は世界中、日本全国でも地震が多発しています。

また、政府の地震調査委員会は、南海トラフの巨大地震が今後30年以内に起きる確率について、1月1日時点で改めて計算し、これまでの70%から80%を、80%程度に引き上げ、公表されたところであります。南海トラフ地震の発生確率が引き上げられた理由については、過去の地震活動の分析に基づき行われ、時間の経過とともに発生確率が高まることが確認されています。

そこで、ご質問の町の防災・減災に関する補助や助成施策につきましては、災害等に備え、家具転倒防止器具設置事業、住宅耐震診断事業、古家解体支援事業、住宅耐震化事業、耐震シェルター・ベッド設置事業、感震ブレーカー等設置事業、ブロック塀等撤去改善事業など、4月の広報へのチラシ折り込みや、6月以降は毎月、広報みはまに記事を掲載し、集合体の会議や町政おはなし出張講座、いきいきサロンなどにおいても、住民の皆様へ補助事業を活用していただくよう周知を行っており、申請により受付をさせていただいています。

また、各地区自主防災会に対しましても、活動支援に係る助成金や防災資機材等の購入に係る運営補助金を交付しています。

2点目の、防災道の駅にお答えいたします。

防災道の駅につきましては、広域的な防災拠点として国が選んだ道の駅であり、全国に約1,200以上ある道の駅の中でも、都道府県の地域防災計画等で広域的な防災拠点に位置づけられる道の駅について防災道の駅として選定されています。選定された防災道の駅には、災害時に自衛隊や警察、TEC-FORCE（テックフォース）国土交通省の緊急災害対策派遣隊などが活動拠点として利用できるよう、物資の集積や救援活動の基地としての機能や復旧・復興活動の拠点としての機能が求められています。また、国土交通省は、令和3年に初めて39駅を選定し、令和7年5月には新たに40駅を追加し、全国で79駅となっています。

そこで、現在進行中の水産加工販売施設への併設・隣接等を検討してはとのご質問ですが、防災道の駅には厳格な選定基準や、災害等が起これば広域的な防災拠点としての機能があるようですが、現在、各種防災・減災事業などに取り組んでいるところであり、水産加工販売施設を進めていきたいと考えていますので、水産加工販売施設への併設・隣接等は考えてございません。

3点目の、防災センターにお答えいたします。

町の防災センターについては、地域の防災・減災体制の拠点として機能し、災害には避難所や救援物資の集積拠点として整備された施設という認識は持っていますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、現在、各種防災・減災事業に取り組んでいるところでございますので、今のところ町の防災センターの建設等については考えてございません。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） ご答弁をいただきましたが、少しかなり違和感というか問題となるようなご答弁でしたので、再質問します。

まず、補助や助成施策についてですが、今のお話では、要は町のウェブサイトでは何らご案内はされないんですか。全然違いましたよね。そうではなかったですよ。いきいきサロン、これは有効でしょうね。ちなみに、今日の時点でのウェブサイトでの案内では、住宅耐震診断事業、住宅耐震化事業の部分だけが載っていましたが、それ以前の、ブロック塀の撤去であるとか感震ブレーカー、古家解体、家具転倒防止云々というのは、ウェブサイトに記載はないですね。

ただ、この件に関してウェブサイトの利用というか、これのデータの更新について、前回の一般質問で指摘をしましたが、その指摘をしているのでその後ずっと見ておりました。毎日のように見ておりましたが、8月5日まではずっと記載されていました。これ、画面のハードコピーですけれども、8月5日夜の11時、自宅で取ったんですけれども、それまでには今申し上げたブロック塀とか家具転倒云々というのは全てありました。6日以降は、住宅耐震化の部分だけです、載っているのは。こういうのはまた何か。

それと、これ大きな問題ですがちょっとよく聞いてください。ブロック塀等撤去事業の申込締切日は、令和7年1月31日金曜日まで。本年1月31日までの募集であります。

古家解体支援事業も同じく令和7年1月31日までであります。感震ブレーカーに関しては令和7年2月21日までであります。家具転倒防止器具設置事業にあつては令和6年2月21日までが、募集期限となった告知であります。ちなみに今日もまだ残っているという住宅耐震診断事業のほうが令和7年2月21日、住宅耐震化事業のほうは令和7年1月31日まで、もう申請締切日ですね。住民を助成する気があるんですか、町長。

猛省どころか、激しい言葉で追求をしたいところですが、当然、単なるケアレスミスかとも思います。でも、それを6月に指摘をして、今このていたらくなので強く申し上げているだけで、そのあたりは肝に銘じてください。

これで物すごく、多分、住民の方がもう駄目か申請せんとこうかということはまずなかったとは思うんですよ。そんだけ町長が、今の答弁で、告知をされて出張講座とかその辺でもおっしゃっていただいているんですから。でも、一番夜中でもぱっと見て調べられるうちのウェブサイトがこのていたらくなでは、どういうことなのかなというふうに思います。また、そんな役に立たないんだったらホームページなんかやめてしまったらいいんじゃないかというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいました。

今日、午前中の北村議員とのやり取りの中で、何か町長は、ホームページへも意見を言ってくれる方がいらっしゃるということをご答弁されておりましたよね。だから、それだけやっぱり有用なんですよ。町のウェブサイトいわゆるホームページていうのは。だったら、それはより有用に有効に住民のために使うべきだと思いますので、今の指摘について、少しどうこうでないですが、今後どうするというのはしっかりお答え願いたい。

次、防災道の駅であります。

これは、あるのを指定してくれるんですね。例えば、美浜町が今度これを造りたいって言ったらやれるのかなと思って質問した次第です。設備についても、建屋の耐震化とか蓄電システムによる無停電化、非常用発電機とたくさんいろいろあるんですね。資料によるとかなりのメニューが載っています。またそれに対して、各省庁の道の駅支援メニュー、国交省、内閣府、こども家庭庁、総務省、農林水産省、経産省、環境省とそこからの支援メニューがあり、また個別、具体的な内容は、何かこれ9ページ分ぐらいありますね。

だから、すごく充実したものが町で手挙げて採択されたら造れるて、造っていくのかなと思って今回質問した次第ですけれども、その辺どうなのか。今の現時点でお分かりになっている点だけでもいいですからお答えください。全てパーフェクトなご答弁求めているわけではありませんので。かなり有用ではないのか。

ちなみに紀伊半島では、三重県に、きなりの郷下北山、それと道の駅すさみですね。すさみは以前からで、今年5月に指定されました海南サクアスと。ちょうど和歌山県の真ん中、うちはロケーション的にはいいのではないかなと思ったり、手前勝手な判断ですけれども。そんなふうなことも含めて少しお答えください。

また、町で現職内町長の下でいろいろ防災・減災対策をしているので、ないということではなくて、確井議員もおっしゃっていましたが、終わりはないというんですかね、

ずっとしていかなきゃならないのが減災でありますので、そのような観点からも少し再度お考えをお聞きします。

最後に、防災センターですけれども、今のところ第2点目にも共通するところですが、防災センターが必要とか、大規模なという、要は震度6強、7ていうような大きな地震が来るから、例えば津波の一時避難所は別として、避難所が必要なわけで、そんな大きな地震じゃなかったら住民の方のご住居はそうは傷まないし、集まって大きな避難所が要ということにはならないと思うんですよね。結局、大規模地震、規模の大きな地震が予測もされておりますので、この防災センターのことも言うんですけれども。

例えば、今、町の取組でしたら、先ほど来、午前中からのやり取りでしたら、2小学校へのスロープであるとか、ひまわりこども園への避難階段の取付けであるとか、そういうことをおっしゃっていたと思うんですけれども、例えば大規模災害で大きなボランティアセンターを開設しなければならないと、そうなったら通常なら役場ここでいうんですけれども、じゃこの役場、6強、7ゆったら使えますか。耐震化をして倒壊はしないでしょう。倒壊はね。ただ、でも建物として利用できるのか。はたまた2小学校に関してもそうですが、耐震工事をしておりますので、倒壊はしないでしょうけれども、そんなふうな使い方ができるのかと。

そうするとやはりしっかりと耐震設計をしたですね、しっかりと軸、核になる建物がやはりどうしても必要になってくると思うんですよね。例えば、援助物資の集積であるとか、ボランティアセンター、人員の集積コントロールの場所であるとか。幸いにして、美浜町はこれだけ行政面積が小さくかつとしたところなので、いろんな体制を組むのにはすごく効率がいいところだと思うんです。それは私が申す訳でもなく、ここに座っている皆さんはよくご存じのことだろうと思いますけれども。

そういうようなことからして、防災センターまたセンター単独で何か新しい建物というたらあれでしたら、例えばこの役場庁舎にしても、何か聞くところによると昭和55年、西暦にして1980年ですか。そうしますと45年たっていますよね。今からどうこう云々としても5年や10年、分かった新築しましょうという話になってもそれぐらいかかりますので、そうなるともう50年、55年経過した建物になってしまいます。

それと、朝、これも北村議員の乗っかりですが、機構改革でいろいろして町長もご苦労していろいろやってらっしゃると、これは認めますし、当然だろうと思いますが、箱に合わせて仕事、人をつくるのか、仕事、人に合わせてこの箱、庁舎をですね造るのかというところで、この辺は古山議員が言うていたのかな。

だから、今のこのご時世、例えばDX化であるとか、住民さんのご要望もかなりハイレベルなところからして情報量の多さ、速さを求められる時代でありましたら、庁舎ごと防災センターも兼ねて建て替えてもていうお考えもあながち暴論ではないと思うんですよね。出来上がりを見越せば、もう55年、60年ぐらい経過する話ですから、この美浜庁舎が建ってから。そもそもエレベーター棟が後の外付けというのね。

それはちょっと余談的な話をしましたが、防災センターに関しては、その辺のことも含めてですね一つ大きな考え方がらっと変えてやってやる。でも、それはあくまで住民のためで、生命、財産を守るためですから、何らむちゃな話ではないと思いますが。

以上、この3点、再度ご答弁をお願いします。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

まず、ウェブサイトのことでございますが、本当に申し訳ございません。そこら辺、詳細については担当課長から説明させます。私からはおわびということで、おわび申し上げます。

道の駅のことですけれども、これは一番つらいところで、高速道路から5kmというところがございまして、もう美浜町としてはそういうことは無理だろうという話をこの打合せのときお話ししました。

それで、防災センターのことですけれども、ボランティアセンターについては建屋で実際行うのじゃなくて、外で皆さんの受付をしたり、いろんなことをさせていただくようには聞いているんですけれども、本当に今、谷議員おっしゃってくれたように、実際この庁舎、私が入る前にできております。本当にいろんなところでいろいろと老朽化もしてきておりまして、それこそ外壁も調査しないといけない状態でございます。

本当に谷議員おっしゃるようなことになればいいんでしょうけれども、でもなかなかやはり庁舎を建てていうことになりましたら、緊防の関係とかいろんなことがあります。御坊市役所、ああいう形で建設しまして、緊防もいけるようになったということで、あんなになればいいのになという事は思っておりますけれども、ここで本当にそれはやりませすという答えというのは、なかなか私には答弁させていただくことはできません。とにかくこの任期中は、先ほど午前中にも言わせていただいたように、今進めなければいけないことを進めていきたいと思っております。

○副議長（龍神初美君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 谷進介議員にお答えいたします。

大変、誠に申し訳ございません。当課の部分でですね、防災・減災に関します補助であったり助成であったり、そういうような各種補助事業につきまして、広報みはまであったり、そういうような住民さんが集まりますいきいきサロンであったり、そういうところでお話をさせていただいているところではございますけれども、町のホームページのほうでそういうような事象があったということでございまして、早急にですね調査を実施いたしまして、早急に修正をさせていただきたいというふうに考えてございます。大変申し訳ございません。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 本当に善処してくれればそれでいいわけで。より住民の利便性を図

っていただけると、そういうご答弁でありました。

道の駅が5kmというのは、そういうのを全然知りませんでしたし、調べが足らずお恥ずかしい限りです。では、防災道の駅というのではなく、水産加工の話ばかりすると通告外みたいなのであれですけども、それも兼ねてというのはいろんな話の中で出ていたようにも思いますが、いずれにしても加工所が成功するよとということである前向きには考えてほしいというのは、ちょっと通告外ではありますが少し申し上げておきます。

最後に、再々質問というわけではないですが、町長のご答弁、庁舎の云々に関しては建設的とか前向きにとか言う、またいろいろ問題があったら悪いですが、そんなふうな一つの考え方という中でしっかりお考えはいただいているということが分かったので、今後でもですね選択肢というか考え方の中の一つとして、排除しないで住民の防災・減災に取り組んでいくという、そういう理解でよろしいですね。これだけ聞いて僕の質問を終わります。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

そこは、しっかりやっていくつもりでおりますが、外壁のことにつきましても、なかなか補助というの見当たらず、結局、ひょっとしたら1億ぐらい要るんじゃないかというように言われています。そういう中でも今後ですね、どうしていったらいいかというのも考えていかないといけないんですけども、まだ現実的にはそこまで進んでおりませんので、ご理解願いたいと思います。

○9番（谷進介君） 結構です。これで、質問を終わります。

○副議長（龍神初美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時十六分散会

再開は17日水曜日午前9時です。